

新型コロナウイルス感染症の感染症法上 5 類移行にともなう 訪問看護に関する診療報酬・介護報酬上の特例の見直し

訪問看護に特化した診療報酬・介護報酬上の特例について、今後の取扱いを一覧でまとめました。
※介護保険サービスや居宅サービス全般に適用される特例については、厚生労働省の事務連絡をご参照ください。

【診療報酬】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（令和 5 年 3 月 31 日 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001083715.pdf>

| | 特例措置の内容（令和 5 年 5 月 7 日まで） | 令和 5 年 5 月 8 日以降の対応 |
|---------------|--|-------------------------|
| 電話等による病状確認の評価 | <p>新型コロナウイルス感染症であって、自宅等で療養をしている利用者に対して主治医の指示を受け電話等で病状確認や療養指導を行った場合は、訪問看護管理療養費（3,000 円）のみを算定できる。（ただし当該月に訪問看護を 1 回以上提供していること等の要件あり）</p> <p>*新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 14） *新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 62）</p> | 【令和 5 年 7 月 31 日をもって終了】 |
| 特別管理加算による評価 | <p>新型コロナウイルス感染症（疑い含む）の利用者へ、主治医から感染予防の必要性について指示を受けた上で、必要な感染予防策を講じて当該利用者への看護を行った場合、特別管理加算（2,500 円）を月 1 回に限り算定できる。</p> <p>※特別な管理を要する利用者の特別管理加算とは別に算定できる。</p> <p>*新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 14）</p> | 【継続】 |

| | 特例措置の内容（令和5年5月7日まで） | 令和5年5月8日以降の対応 |
|----------------|---|--|
| 緊急訪問看護加算の要件緩和 | <p>新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づき訪問看護ステーションが緊急に訪問看護を実施した場合、診療所又は在宅療養支援病院の保険医以外の主治医からの指示に基づく場合であっても、緊急訪問看護加算（2,650円）が算定できる。</p> <p>*新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その36）</p> | 【継続】 |
| 長時間訪問看護加算による評価 | <p>新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づいて緊急に訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算の100分の300に相当する額（15,600円）を、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。</p> <p>*新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）</p> | <p>【一部変更】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づき訪問看護ステーションが緊急に訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護加算（5,200円）又は長時間精神科訪問看護加算（5,200円）を、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。</p> <p>※さらに長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算の本来の算定要件を満たした日については、長時間訪問看護加算（5,200円）又は長時間精神科訪問看護加算（5,200円）を別途算定できる</p> |
| | <p>新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づいて作成した訪問看護計画に定めた訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護加算（5,200円）又は長時間精神科訪問看護加算（5,200円）を、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。</p> <p>*新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その52）別添 問1</p> | <p>【一部変更】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づいて作成した訪問看護計画に定めた訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算の100分の50に相当する点数（2,600円）を、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。</p> <p>※さらに長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算の本来の算定要件を満たした日については、長時間訪問看護加算（5,200円）又は長時間精神科訪問看護加算（5,200円）を別途算定できる</p> |

| | 特例措置の内容（令和5年5月7日まで） | 令和5年5月8日以降の対応 |
|---------------|--|---------------|
| 特別訪問看護指示書の交付 | <p>新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、14日を越えて週4日以上頻回の訪問看護が一時的に必要な場合であって、同一月に2回特別訪問看護指示書が交付され、2回目に交付された特別訪問看護指示書に基づき、週4日以上訪問看護を実施した場合、訪問看護基本療養費を算定できる。</p> <p>*新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その61）</p> | 【継続】 |
| 説明・同意手続きの要件緩和 | <p>訪問看護の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族等に対し、運営規定の概要等の重要事項を記載した文書を交付して説明し、同意については書面によって確認することが望ましいとされているが、新型コロナウイルス感染症に感染している等の利用者の状態に応じて、説明は電話等により行い、必要な書面については後日郵送等により対応してもよい。</p> <p>*新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その57）</p> | 【終了】 |

【介護報酬】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて（令和5年5月1日 厚生労働省老健局事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001093399.pdf>

| | 特例措置の内容（令和5年5月7日まで） | 令和5年5月8日以降の対応 |
|---------------|--|---------------|
| 20分未満の訪問看護 | <p>新型コロナウイルスの感染が疑われる者へ訪問看護サービスを提供するにあたり、利用者・家族及び訪問看護師への感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、訪問看護サービスの提供が20分未満となった場合に20分未満の報酬を算定できる。</p> <p>*新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）</p> | 【終了】 |
| 電話等による病状確認の評価 | <p>利用者等から新型コロナウイルス感染症への不安等により訪問を控えるよう要請された場合、主治医への報告と指示の確認を行った上で、看護職員が電話等により本人の病状確認や療養指導等を実施した場合には、20分未満の訪問看護費を週1回に限り算定可能である。</p> <p>（月1回以上、訪問看護を提供している実績があること等の要件あり）</p> <p>*新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第10報）</p> | 【終了】 |
| 特別訪問看護指示書の交付 | <p>要介護高齢者等が新型コロナウイルス陽性となり、自宅療養を行う場合、医師が一時的に頻回の訪問看護を行う必要があると認めた場合、特別訪問看護指示書を交付できる。</p> <p>*新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第26報）</p> | 【継続】 |